

検査員の皆様の負担低減活動 ～保安基準適合性の判断事例について～

2025年 9月 5日

目次

1. 本資料の目的
 2. 法規建付けの確認
 3. 保安基準適合性の主な判断フロー
 4. 事例A
 5. 事例B
-

目次

1. 本資料の目的

2. 法規建付けの確認

3. 保安基準適合性の主な判断フロー

4. 事例A

5. 事例B

1. 本資料の目的

この部分は各整備振興会様にて、適宜修正下さい

＜背景・研修資料を通じて受講者に伝えたい事を記載＞

(例)

- ・現場でこんなことに困る事ありませんか・・・
- ・この資料では、検査時に判断に困る車両が入庫した際に、
判断するための何を調べ、どのように判断すべきなのか直近の事例を基に紹介
- ・関係する法令を正しく理解し、判断に悩んだ際の参考資料にしてほしい

※この資料はあくまで参考事例として作成したものです。法令解釈の参考情報としてご活用ください。検査員の方は、必ず関係法令を確認の上、適切な判断を行ってください。

目次

1. 本資料の目的

2. 法規建付けの確認

3. 保安基準適合性の主な判断フロー

4. 事例A

5. 事例B

2. 法規建付けの確認

＜指定自動車整備事業者（指定工場）が行う検査に係る主な法令と関係性＞

道路運送車両法（法律） 登録、検査、整備、安全性、環境保全などの基本ルール

└─ 道路運送車両の保安基準（省令） 法律に基づき、自動車満たすべき技術的な安全・環境基準
└─ 保安基準の細目告示（告示）

└─ 指定自動車整備事業規則（省令）

指定工場が、保安基準に適合する点検整備・検査を行うための体制、設備、手順、記録、管理等の規則

自動車整備事業の取扱い及び指導要領（依命通達）

法律・省令等を現場でどのように運用、指導するのかを具体的に示した行政通達

審査事務規程（NALTEC規程）

自動車保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの

指定工場の自動車検査員は、「審査事務規程」に定める審査方法により、
「指定自動車整備事業規則」に定めた検査を実施し、「保安基準」の適合性を判断する
＝適合性の判断は、該当する装置の**保安基準**や**審査事務規程**を読み解き判断する

2. 法規建付けの確認

■ 公道で自動車を走らせる場合...

- ・公道を走る殆どの自動車には**道路運送車両法**が適用され、この法律を守らなければならない
- ・自動車の検査もその法律で定めたルールのものであり、それらを守らないと厳罰を受ける可能性もある

■ 道路運送車両法とは...

- ・自動車の登録、検査、点検整備、安全性、環境保全等の基本ルールを定める最上位の法律
- ・ここで定められた基本ルールを実施するために各基準や規則、通達等が定められている

＜道路運送車両法で記されている事 全8章＞

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 自動車の登録等（第4条～第39条）

第3章 道路運送車両の保安基準（第40条～第46条）

第4章 道路運送車両の点検及び整備（第47条～第57条の2）

第5章 道路運送車両の検査等（第58条～第76条）

第6章 自動車の整備事業（第77条～第96条）

第7章 雑則（第97条～第105条の2）

第8章 罰則（第106条～第113条）

2. 法規建付けの確認

■ 道路運送車両の**保安基準**とは...

- ・法律に基づき、自動車を満たすべき**技術的な安全・環境基準**

- ・保安基準には3つの節があり、対象車別に細かな基準が定められている（＝保安基準の細目告示）

第1節：**型式指定を受けた自動車**で新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準

第2節：**型式指定を受けてない自動車**（改造、輸入車等）で新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準

第3節：**使用の過程にある自動車**（改造等による変更がない）の保安基準

■ 自動車の**検査**とは...

- ・道路運送車両法によって定められた、**国土交通大臣が行う検査**

- ・自動車は、この検査を受けて**有効な自動車検査証**（車検証）の**交付**を受けないと公道で走行ができない

■ 検査は**どのように実施**されるのか...

- ・実施の方法は、「新規検査」、「継続検査」等の検査の種別毎に定められている

■ **継続検査**を実施する場合は...

- ・車検証の有効期間後も使用する場合は、**現車を提示し**（＝検査場へ持込み）、**国土交通大臣の検査**が必要

- ・検査の結果、**保安基準に適合する**と認められると新たに有効期限が更新される

2. 法規建付けの確認

■ 指定自動車整備事業とは...

- ・国が定める検査等の設備、および国が認めた自動車検査員を有する事業場（＝指定工場）
- ・国土交通大臣の行う**検査の一部を代行し、保安基準適合証**を交付することが出来る

■ 保安基準適合証とは...

- ・指定工場が**国が定めた基準により点検・整備し、検査員が保安基準に適合する**と認めた時に交付する
- ・国へ適合証を提出することで、継続検査時に必要な**“現車の提示”に代えることが可能**（検査場への持込不要）

■ 指定工場での**検査の基準**や**実施方法**は...

- ・検査員は**指定自動車整備事業規則**で定めた検査を「独立行政法人 自動車技術総合機構（自動車機構）」が定める**審査事務規程**に準じて実施することとされてる

■ **審査事務規程**とは...

- ・自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの
- ・使用過程車の**改造等による変更が“ない”装置**の検査は**第8章**に基づいて行う
- ・使用過程車の**改造等による変更が“ある”装置**の検査は**第7章**に基づいて行う

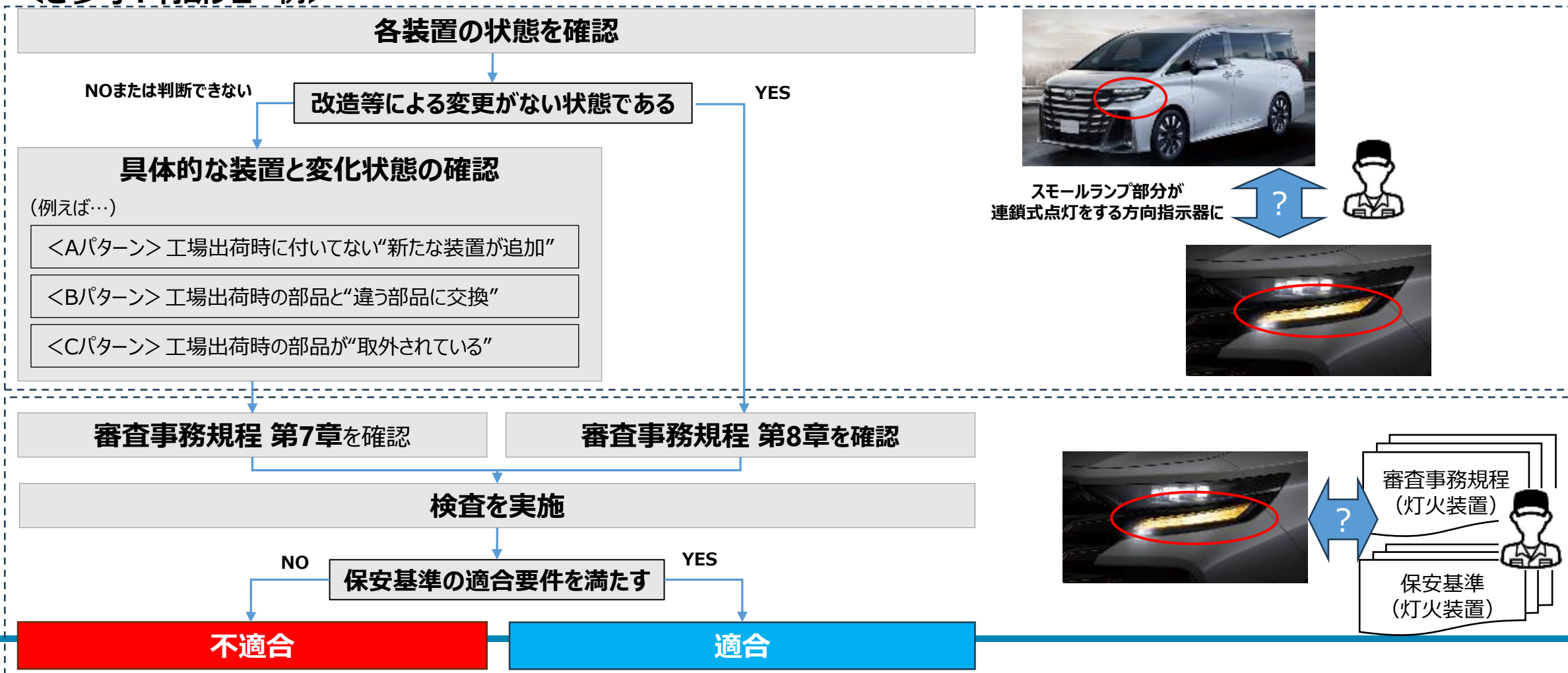
目次

1. 本資料の目的
 2. 法規建付けの確認
 - 3. 保安基準適合性の主な判断フロー**
 4. 事例A
 5. 事例B
-

3. 保安基準適合性の主な判断フロー

検査員は車両の**具体的な変化状態等を見極め**、（改造等による変更がない状態であるか）該当する装置の審査事務規程や保安基準の内容から適合性を判断する必要があります

＜ご参考：判断フロー例＞



目次

1. 本資料の目的
 2. 法規建付けの確認
 3. 保安基準適合性の主な判断フロー
 - 4. 事例A LED付後部反射器**
 5. 事例B
-

4. 事例A（1）前提条件



項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a.ダイハツ ムーヴカスタム LA150S 題材b.ダイハツ タントカスタム LA650S
②	変更点	純正後部反射器から、社外の LED付後部反射器に交換されている
③	状況	LEDは尾灯 / 制動灯と連動して点灯

4. 事例A（2）着眼点

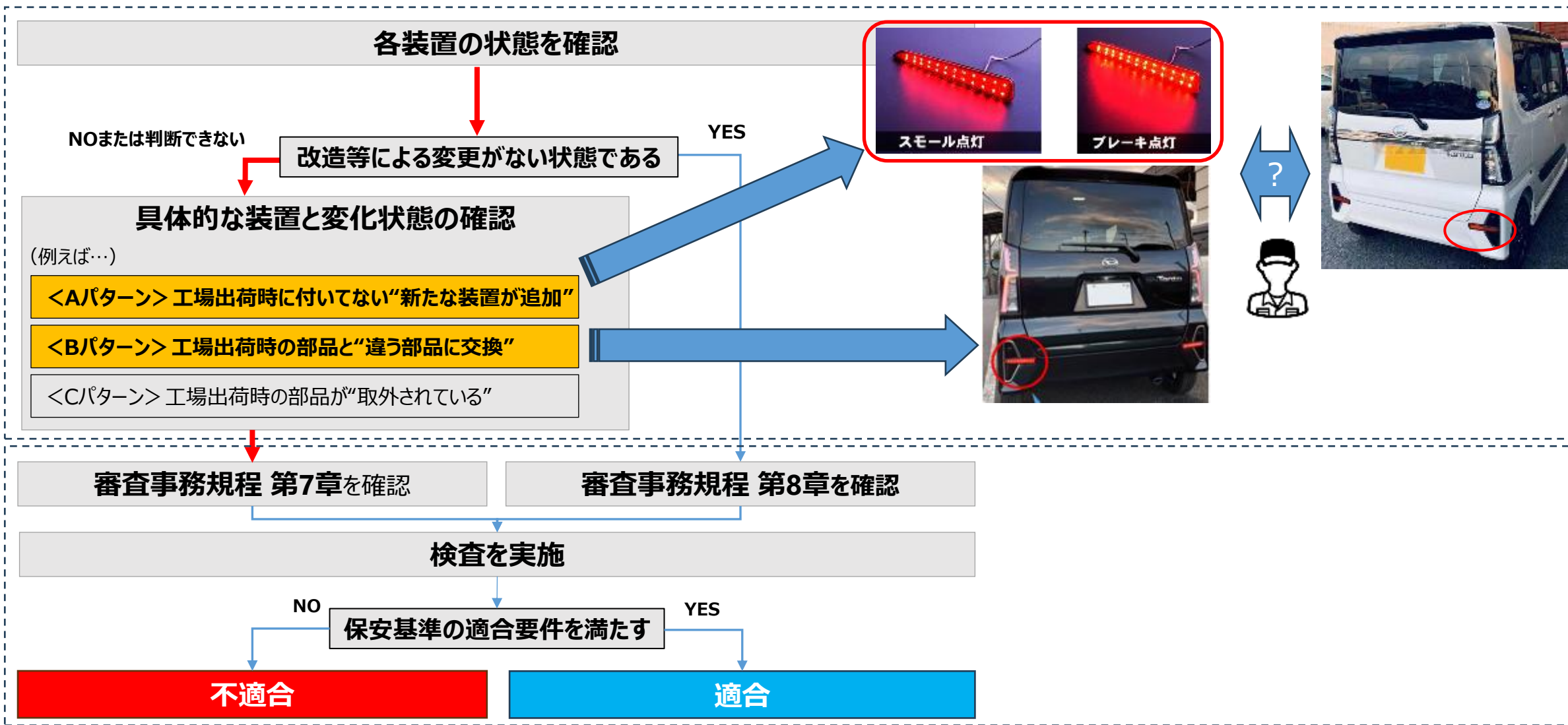
一つの部品に対して、複数の役割をしていることを確認しながら法規適合判断する

└ 一つの部品で一つの役割ではないことに注意



4. 事例A（2）着眼点

<LED付後部反射器>



4. 事例A（3）確認箇所

確認必要項目		法規適応確認箇所	
①	<Bパターン> 工場出荷時の部品と“違う部品に交換”	審査事務規程 7-85	
	後部反射器		
②	<u>灯火を確認する際には先ずはここから</u> その他灯火等の制限	//	7-96
③	尾灯	//	7-81
④	<Aパターン> 工場出荷時に付いてない“新たな装置が追加”	//	
	制動灯		

4. 事例A（4）法規適合判断、考察

後部反射器としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務規程
反射光の色	赤色	○	 7-85-2性能要件
面積	10cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・反射部の上縁高さ1.5m以内、 下縁高さ0.25m以上 （H18.1.1～）	○	 7-85-3取付要件
見通し範囲	・水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30°の平面及び後部反射器の外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。	○	 7-85-3取付要件見通し範囲

題材a.ムーヴ



下縁高さ：32cm



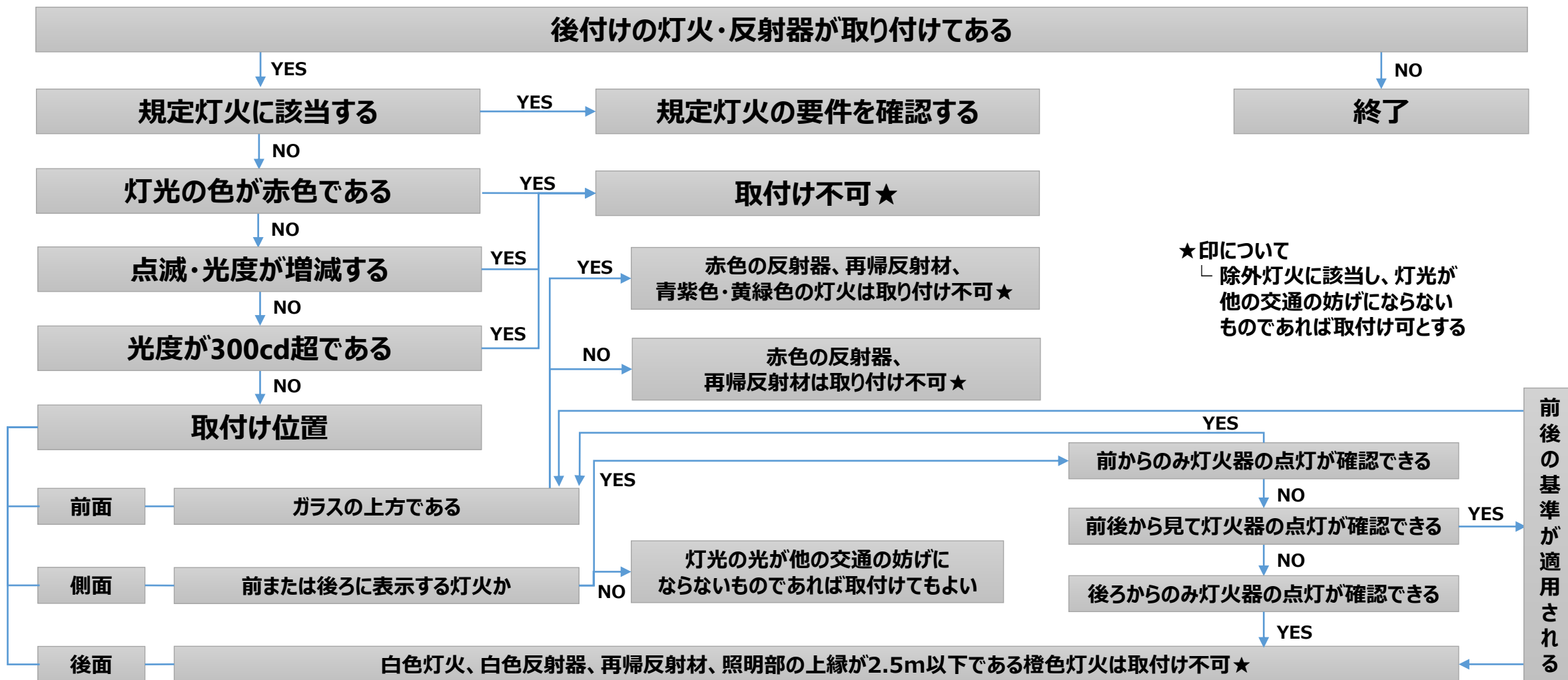
下縁高さ：46cm



題材b.タント

4. 事例A（4）法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート



4. 事例A（4）法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート

後付けの灯火・反射器が取り付けられている

YES

規定灯火に該当する

YES

規定灯火の要件を確認する

NO

終了

今回追加で取り付けられた灯火は、尾灯・制動灯として作用しているので該当の要件を確認

点滅・光度が増減する

YES

YES

赤色の反射器、再帰反射材、
青紫色・黄緑色の灯火は取り付け不可★

NO

光度が300cd超である

YES

NO

赤色の反射器、
再帰反射材は取り付け不可★

NO

取付け位置

前面

ガラスの上方である

側面

前または後ろに表示する灯火か

後面

白色灯火、白色反射器、再帰反射材、照明部の上縁が2.5m以下である橙色灯火は取り付け不可★

YES

NO

灯光の光が他の交通の妨げに
ならないものであれば取付けてもよい

YES

前からのみ灯火器の点灯が確認できる

NO

前後から見て灯火器の点灯が確認できる

YES

NO

後ろからのみ灯火器の点灯が確認できる

YES

★印について

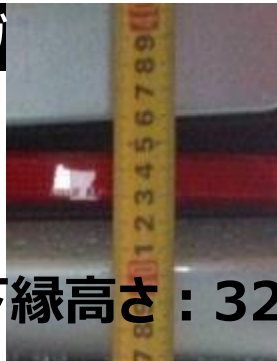
除外灯火に該当し、灯光が
他の交通の妨げにならない
ものであれば取付け可とする

前後の基準が適用される

4. 事例A（4）法規適合判断、考察

尾灯としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務规程
反射光の色	赤色	○	 7-81-2性能要件
明るさ	5W以上30W以下（H18.1.1～）	○	
面積	15cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、 下縁高さ0.35m以上 （H18.1.1～）	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○	 7-81-3取付要件
見通し範囲	尾灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、 全ての位置から見通すことができるものであること ・尾灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・尾灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と 外側方向80°	○	 7-81-2性能要件2

題材a.ムーヴ

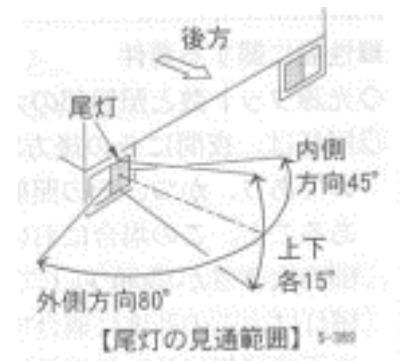


下縁高さ：32cm



下縁高さ：46cm

題材b.タント



4. 事例A（4）法規適合判断、考察

制動灯としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務規程
反射光の色	・赤色	○	 7-88-2,7-88-3
明るさ	・尾灯または後部上側端灯と兼用のものは尾灯のみまたは後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上 ・15W以上60W以下（H18.1.1～）	○	
面積	・20cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、 下縁高さ0.35m以上 （H18.1.1～）	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○	
見通し範囲	制動灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、全ての位置から見通すことができるものであること ・制動灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・制動灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と 外側方向45°	○	

題材a.ムーヴ

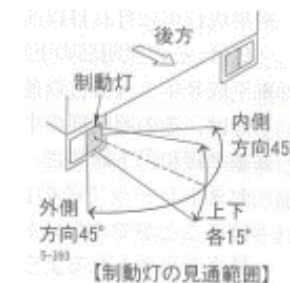


下縁高さ：32cm



題材b.タント

下縁高さ：46cm



4. 事例A（4）法規適合判断、考察

確認必要項目		法規適合判断
①	後部反射器	○
②	その他灯火等の制限	本事例は規定の灯火に該当 (本事例は「その他灯火等」に該当しない)
③	尾灯	題材a.ムーヴ : × 題材b.タント : ○
④	制動灯	題材a.ムーヴ : × 題材b.タント : ○

- ・題材a.ムーヴは尾灯、制動灯の高さの要件が満たせていないため**不適合**
- ・題材b.タントは後部反射器、尾灯、制動灯の要件を満たしているため**適合**

目次

1. 本資料の目的
 2. 法規建付けの確認
 3. 保安基準適合性の主な判断フロー
 4. 事例A
 - 5. 事例B 連鎖式点灯をする方向指示器**
-

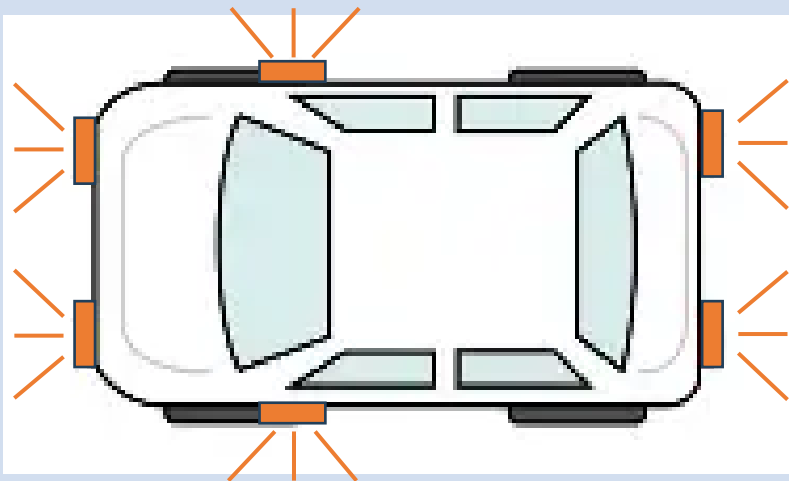
5. 事例B（1）前提条件



項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a:トヨタ ヴェルファイア 40系 題材b:トヨタ ハイエース 200系
②	変更点	a.純正で側面に備える方向指示器がドアミラーに付いている状態から、社外の連鎖式点灯をする方向指示器に交換されている b.純正で側面に備える方向指示器がドアミラーに付いていない状態から、社外の連鎖式点灯をする方向指示器が取り付けられている
③	状況	2台とも、灯光の色・光源のW数・取付位置・個数制限・点滅周期はOK。 問題はドアミラーへの連鎖式点灯をする方向指示器の取付け可否

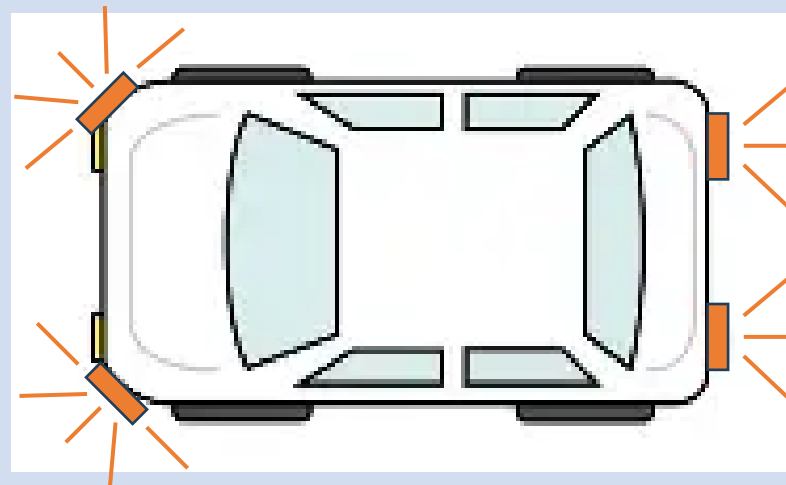
5. 事例B（2）着眼点

題材a.ヴェルファイアの場合



前面に備える方向指示器と側面に備える方向指示器が別々のパターン

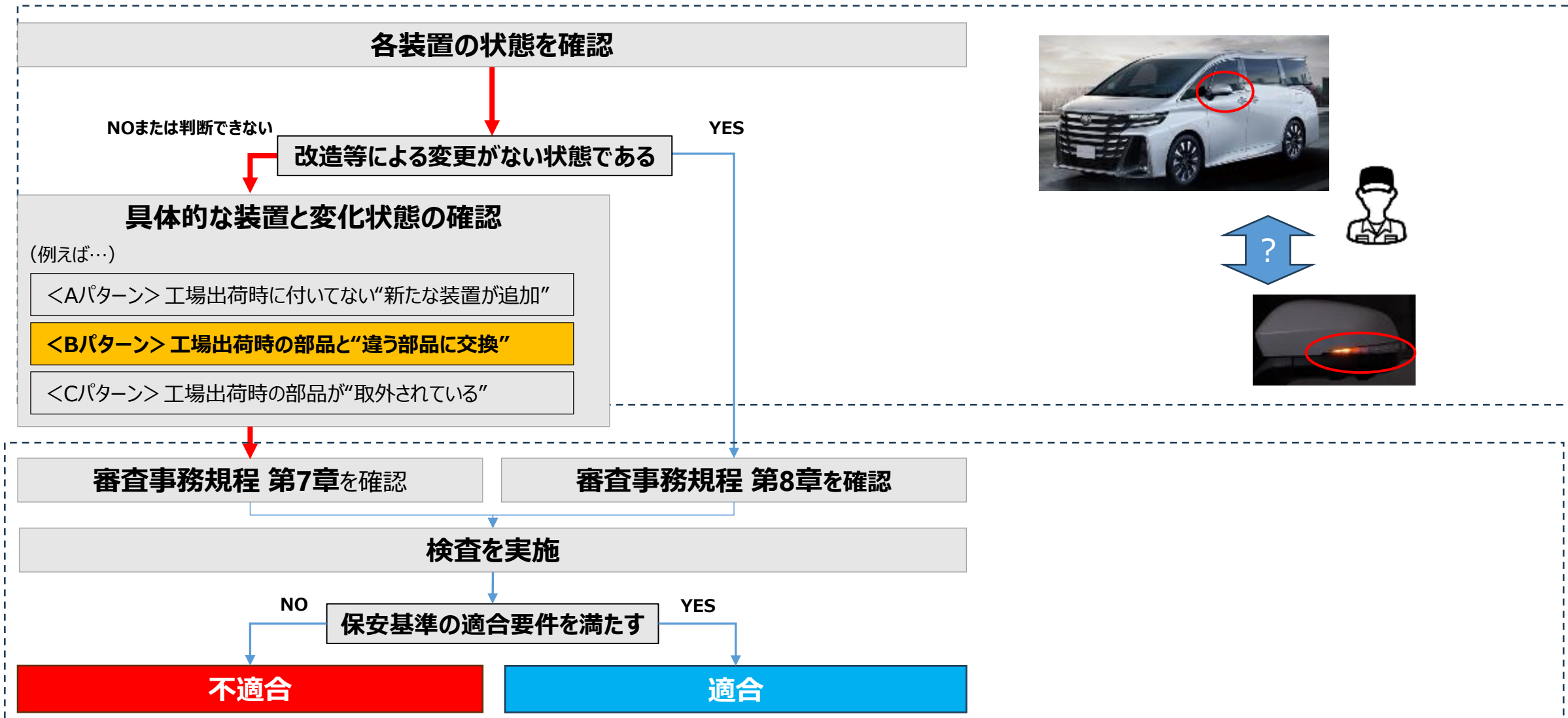
題材b.ハイエースの場合



前面に備える方向指示器が側面に備える方向指示器を兼ねているパターン

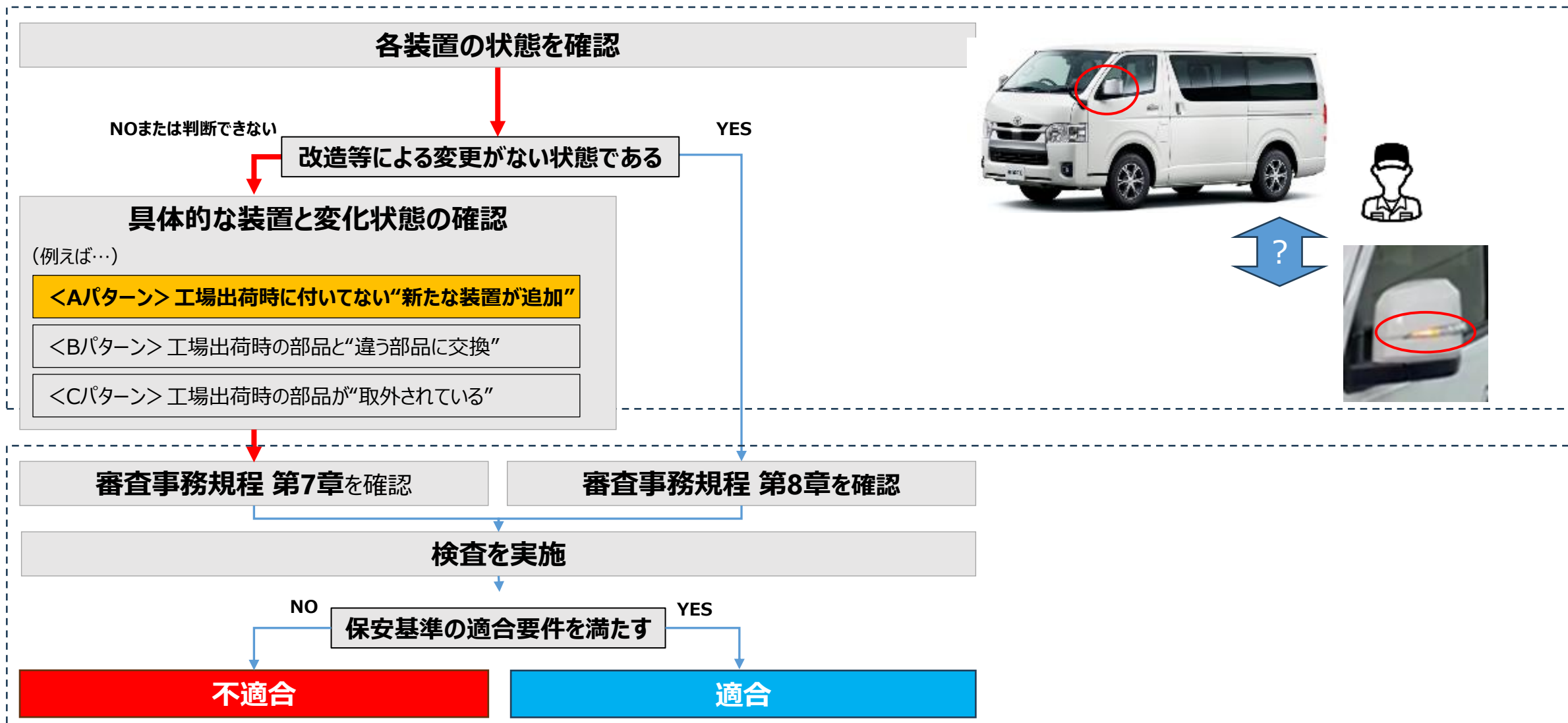
5. 事例B（2）着眼点

＜連鎖式点灯をする方向指示器：題材aの場合＞



5. 事例B（2）着眼点

＜連鎖式点灯をする方向指示器：題材bの場合＞

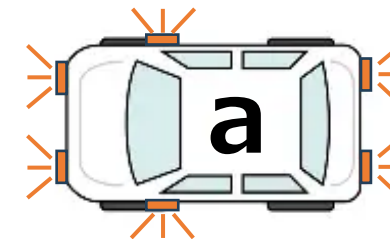


5. 事例B（3）確認箇所

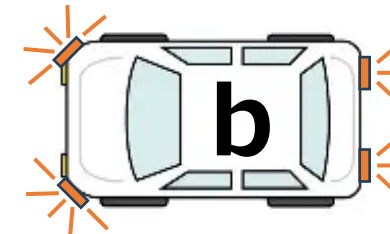
確認必要項目		法規適応確認箇所	審査事務規程
①	方向指示器	審査事務規程 第1章 総則 1-3 用語の定義（連鎖式点灯）	 総則

- ・連鎖式点灯をする方向指示器は側面に備える方向指示器としては使用できない
- ・側面に備える方向指示器には後方からの見通し要件がある

題材a.ヴェルファイアの場合



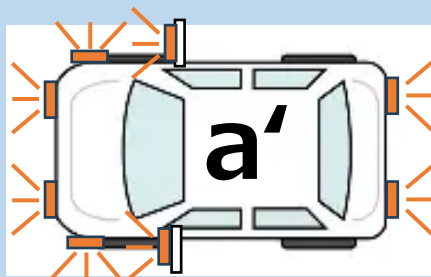
題材b.ハイエースの場合



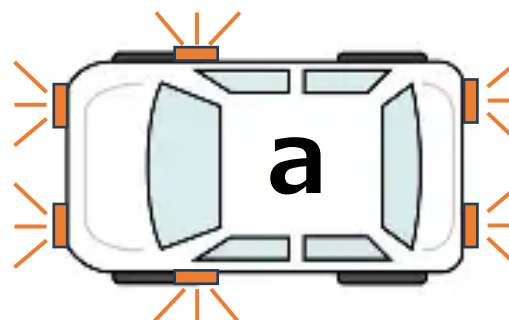
5. 事例B（4）法規適合判断、考察

方向指示器の制限としての要件（研修用として一部抜粋）		法規適合判断
題材a.ヴェルファイア	ドアミラーに取り付けられた方向指示器が、側面に備える方向指示器としての役割を担っている ➡連鎖式点灯をする方向指示器は側面に備える方向指示器としては使用できない	×
題材b.ハイエース	前面に備える方向指示器が側面に備える方向指示器の役割を担っている ➡連鎖式点灯をする方向指示器を補助方向指示器として使用できる	○

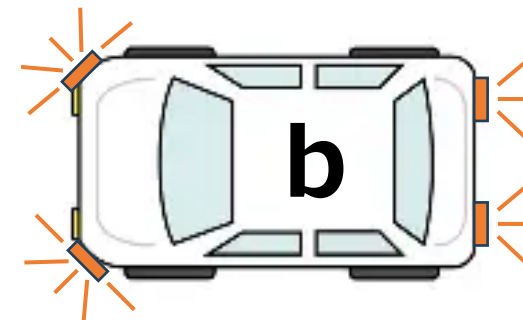
工場出荷時でフロントフェンダーに側面に備える方向指示器が付いている車両には、補助方向指示器としてドアミラーに連鎖式点灯をする方向指示器の取付けが可能



題材a.ヴェルファイアの場合



題材b.ハイエースの場合



5. 事例B（4）法規適合判断、考察（ご参考）

一部、ドアミラーに連鎖式点灯をする方向指示器を
補助方向指示器として採用しているディーラーオプションあり

【日産】



アリア ノート ルークス セレナ
エクストレイル 等

【三菱】



デリカミニ ekクロス 等

側面に備える方向指示器と連鎖式点灯をする
方向指示器の2つの役割をすることで法規適合



当該資料に関するご意見アンケート

・このアンケートは、研修会で使用された本資料に関するご意見を集め、今後の資料作成・改善に役立てることを目的としています。率直なご感想やご要望をお聞かせください。

研修会資料に関するご意見アンケート



・アンケート回答URL

<https://forms.office.com/r/AP01bdJMSK>